

農林水産省生物多様性戦略

- 農林水産業は生物多様性に立脚する産業であり、生物多様性と密接に関連している。生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、2007年より、農林水産省生物多様性戦略を策定し、施策を推進するとともに、生物多様性国家戦略に反映。
- みどりの食料システム戦略や2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」等を踏まえ、2023年3月に本戦略を改定。

農林水産省生物多様性戦略	国家戦略	世界目標
2007. 7 農林水産省生物多様性戦略 決定	1995. 10 生物多様性国家戦略 2002. 3 新生物多様性国家戦略 2007. 11 第三次生物多様性国家戦略	2002. 4 戦略計画 2010年目標（COP6）
2012. 2 農林水産省生物多様性戦略 改定	(2008. 6 生物多様性基本法) 2010. 3 生物多様性国家戦略2010 (2010. 12 生物多様性地域連携促進法) 2012. 9 生物多様性国家戦略2012－2020	2010. 10 戦略計画2011－2020 愛知目標（COP10）
2021.5 みどりの食料システム戦略 2022.4 みどりの食料システム法 2023. 3 農林水産省生物多様性戦略 改定	2023. 3 生物多様性国家戦略2023－2030 (2024. 4 地域生物多様性増進増進法) 施行に伴い生物多様性地域連携促進法は廃止	2022. 12 昆明・モントリオール生物 多様性枠組（～2030） （COP15）

新たな農林水産省生物多様性戦略の概要（2023年3月改定）

改定の背景

【背景】

- **SDGs（持続可能な開発目標）**の採択
- 自然資本を生み出す生物多様性の価値に対する認識の広がり。一方で食料システムが生物多様性の喪失に最大80%寄与との指摘。
- **ビジネスと生物多様性**の関係性が強まる（G7「2030自然協約」、TNFD発足）

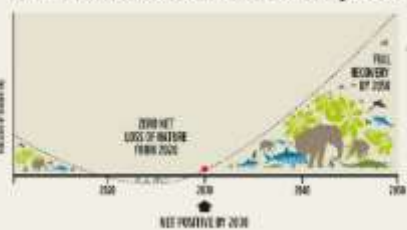
【生物多様性を取り巻く新たな目標】

- 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図る「**みどりの食料システム戦略**」の策定（2021年5月）と2050年目標、2030年中間目標の設定
- CBD・COP15において、2030年を目指した新たな世界目標「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」の採択（2022年12月）



今後10年間を見通した農林水産業における生物多様性の課題とサプライチェーン全体で取り組む施策の方向性を示す必要

Global Goal for Nature: Nature Positive by 2030



ネイチャーポジティブの概念図

2030 ビジョンと基本方針

2030ビジョン

農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

基本方針

- (1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全
- (2) 農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献
- (3) サプライチェーン全体での取組
- (4) 生物多様性への理解と行動変容の促進
- (5) 政策手法のグリーン化
- (6) 実施体制の強化

施策の方向性

（地球環境）

生物多様性や気候変動等の環境課題を一体的に捉え、国内外の多様な主体と協働で取り組む

（サプライチェーン）

サプライチェーン全体での理解・行動とコスト負担を通じた生物多様性の主流化

（農業）

生物多様性保全をより重視した農畜産業、生産技術

（森林・林業）

森林の有する多面的機能の発揮に向けた適切な森林の整備・保全と持続可能な利用

（水産）

海洋環境の保全・再生、資源管理の推進、生物多様性に配慮した漁業・栽培漁業

（野生生物）

農林水産業や生態系等への鳥獣等被害防止対策と外来生物対策

（資源循環）

生物多様性に配慮した調達・流通・消費と資源循環の構築

（理解醸成と行動変容）

食育や体験を通じた理解の醸成、持続可能な生産消費の促進

（農林水産空間）

農山漁村の活性化、田園や里地里山里海を通じた保全、景観・防災等公益的機能の発揮

（遺伝資源）

有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用、多様性の確保

（調査研究と見える化）

生物多様性の評価手法、保全の取組の見える化、ESG金融や企業評価への活用



農業における生物多様性保全の取組の推進

- 田園地域や里地里山において生物多様性が保全され、国民への安定的な食料供給や豊かな自然環境の提供が行われるような農業を推進。

①生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

- 化学農薬の使用量（リスク換算）低減、有機物の循環利用による化学肥料の使用量低減。
- 有機農業の実践技術の体系化と普及。

2050年までに目指す姿

- ・ 化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- ・ 化学肥料の使用量を30%低減
- ・ 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大



有機農業

【主な事業】みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系加速化事業（R7予算額：612百万円の内数）、環境保全型農業直接支払交付金（R7予算額：2,804百万円）他

②生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及

- 環境低負荷型の化学農薬施用技術や、省力的な総合防除を実現する水稻の病害虫発生予測技術、園芸作物における有機栽培に対応した病害虫対策技術の開発により生物多様性保全を推進。



水田における主要な病害虫の発生を予測し、生産者へ通知

圃場の病害虫発生リスク



【主な事業】みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業（R7予算額：1,749百万円の内数）

③水田等からなる生態系ネットワークの保全の推進

- 水田や水路、ため池等からなる生態系ネットワーク保全のため、生態系に配慮した基盤整備を計画的に推進。
- 地域ぐるみで農地・農業用水等の地域資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の保全に資する取組を支援。



農村環境の保全に資する取組を支援。
農地法面の草刈り

【主な事業】農業農村整備事業（R7予算額：333,139百万円）、多面的機能支払交付金（R7予算額：50,048百万円）他

④生物多様性保全をより重視した畜産業の推進

- 国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備や、家畜排せつ物の堆肥等としての利活用の推進、耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産。
- 貴重な生態系や循環型畜産の確立のための草地の維持管理、放牧の支援。

世界農業遺産
「阿蘇の草原の維持と持続的農業」



【主な事業】畜産環境対策総合支援事業（R6補正予算額：6,390百万円の内数）、草地畜産基盤整備事業（R7予算額：333,139百万円の内数）他

⑤都市農業の推進

- 都市住民への農産物の供給に加え、自然空間の提供、地下水の涵養、生物多様性の保全等の多様な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるような都市農業を推進。



農業体験農園

【主な事業】農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）（R7予算額：7,389百万円の内数）

森林・林業における生物多様性保全の取組の推進

- 我が国は国土の3分の2を森林が占める緑豊かな森林国であり、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮を図るため、森林の整備・保全、森林資源の持続可能な利用を推進。
- 令和6年3月、生物多様性を高めるための林業経営のあり方についての指針を策定・公表。

① 森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全

- 広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等による多様な森林づくりの推進や、伐採後の確実な再生林の実施。



長伐期林



針広混交林

- 森林生態系の保全及び復元、希少な森林生態系の保護管理を実施。
- 国有林野における保護林・緑の回廊の設定等による森林生態系ネットワークの保護・管理に努める。
- 公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定。
- 森林所有者等による森林の経営や管理が適切に進むよう支援するとともに、森林所有者が自ら経営や管理ができない森林は、市町村が主体となった経営や管理を実施。

【主な事業】森林整備事業（R7予算額：125,565百万円）、森林・山村地域活性化振興対策（R7予算額：951百万円の内数）他

② 生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を通じた貢献

- 「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」や地方自治体が作成する森林施業のガイドライン等を通して生物多様性に配慮した森林施業を推進。
- 持続可能な森林経営の認証制度等の事例の紹介により、林業の現場における生物多様性への配慮を一層推進。
- 低コスト化や国産材の利用拡大、木質系新素材の開発等により、国内の森林資源の持続的な有効活用を図る。



皆伐時に高木性の天然木を保全



改質リグニン



セルロース
ナノファイバー (CNF)



C L T（直交集成板）



ボンネット等に
改質リグニンを利用



CNF含有塗料により変色が
抑制され美観維持に効果的

木質系新素材の利用イメージ

【主な事業】森林プランナー育成対策（R7予算額：41百万円）、建築用木材供給・利用強化対策（R7予算額：1,000百万円）、戦略的技術開発・実証（R7予算額：70百万円）他

水産業における生物多様性保全の取組の推進

○ 我が国は生物多様性の高い海域を有しており、里海・海洋の保全を通して、水産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立を推進。

① 海洋環境の保全・再生の推進

- 藻場・干潟の維持管理活動の推進や、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発、赤潮等による漁業被害対策技術の開発等による漁場環境の保全・再生。
- 漁業者が回収した海洋ごみの持ち帰りの促進等による海洋プラスチックごみ対策の推進。



藻場の保全（ウニの駆除）

【主な事業】水産基盤整備事業（R7予算額：73,091百万円）、海洋プラスチック影響調査事業（R7予算額：23百万円の内数）他

② 生物多様性に配慮した海岸環境・漁港漁場の整備の推進

- 自然環境に配慮した漁港漁場の整備の推進。
- 漁業集落排水施設の整備等による漁港周辺の水質保全対策の推進。
- 水産資源の回復・増大と生態系の維持・回復が図られる漁場整備の推進。

【主な事業】水産基盤整備事業（R7予算額：73,091百万円）他

③ 水産資源管理の一層の推進

- 水産物の安定的な供給のため、最大持続生産量（MSY）の達成を目標とし、TAC（漁獲可能量）管理を基本とする資源管理システムの構築。
- 地域漁業管理機関を通じた科学的根拠に基づく保存管理措置の設定。
- 密漁等の罰則強化等のIUU漁業への対策強化。



【主な事業】新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業（R7予算額：505百万円）他

④ 生物多様性に配慮した漁業の推進

- サメ類や海鳥、ウミガメの混獲回避措置の着実な実施、効果的な混獲回避技術の開発・改良等による混獲の削減。
- 希少な野生水生生物の採捕禁止等による保全の推進。
- 底魚漁業の生態系への影響の評価に基づく、適切な保護措置の実施。

【主な事業】豊かな漁場環境推進事業（R7予算額：138百万円）他

⑤ 海洋保護区の設定・運用

- 30by30目標の達成に向け、OECMとしてカウントされる海域を設定・保全。
- 漁業者の自主的な共同管理によって持続的に利用していく海域も効果的な保護区となりうる「日本型海洋保護区」を普及啓発。

【主な事業】豊かな漁場環境推進事業（R7予算額：138百万円）他

⑥ 生物多様性に配慮した栽培漁業、持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進

- 種苗放流等による資源の維持・増大。
- 魚粉代替原料や人工種苗生産技術の開発・普及等により持続的な養殖生産を推進。
- 外来魚等の防除手法の開発、漁場環境に配慮した増殖手法の開発等による内水面の保全の推進。



グリの稚魚

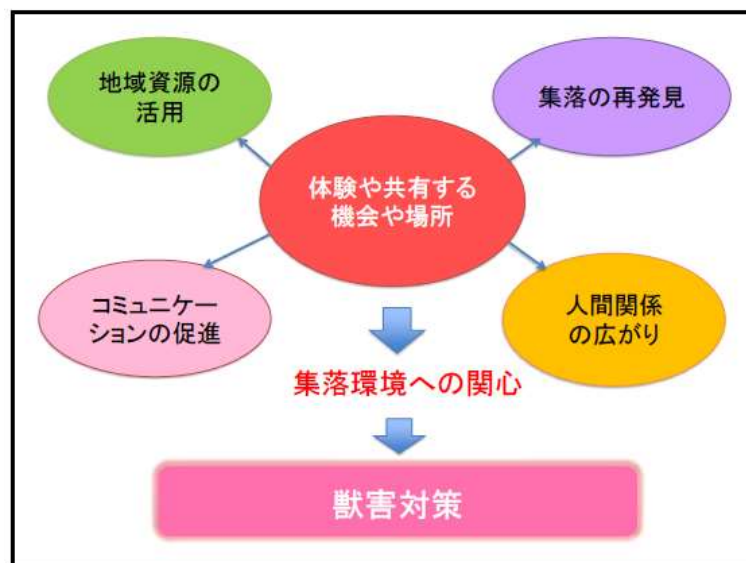
【主な事業】養殖業成長産業化推進事業（R7予算額：295百万円）、内水面漁業・養殖業活性化総合対策事業（R7予算額：798百万円の内数）他

野生生物の適切な管理を通じた農林水産業への被害の防止

- 野生生物の生息環境に配慮した里地里山や森林の整備・保全活動を推進するとともに、外来種を含む野生生物を適切に管理し、農林水産業への被害防止対策を行う。

①鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進

- 市町村による被害防止計画の作成を推進し、地域が一体となった取組を総合的に支援。
- 捕獲の担い手の育成・確保や、捕獲体制の強化、ICTを活用した対策の推進等、被害の広域化・深刻化への対策を充実・強化。
- 捕獲した鳥獣を有効活用するよう、ジビエ等としての利活用、人材育成等の推進。



「体験」と「共有」による集落一体となった獣害対策の推進

【主な事業】鳥獣被害防止総合対策交付金（R7予算額：9,900百万円）

②野生鳥獣による森林被害対策の推進

- ICT等の導入も図りつつ、積極的な個体数調整や被害防除などの広域的かつ効果的な森林被害対策とともに、針広混交林化や広葉樹林化等の野生鳥獣との共生にも配慮した対策を推進。
- 国有林野においては、シカの捕獲等を推進するとともに、必要に応じて森林の再生・復元を図るための取組を推進。



剥皮被害



食害防止チューブ

【主な事業】シカ等による森林被害緊急対策事業（R7予算額：109百万円）他

③野生生物による漁業被害対策の推進

- 漁獲物の食害などの漁業・養殖業等に損害を与える野生生物について、当該生物種の絶滅回避等に配慮しつつ、効果的な駆除等の被害対策を実施。



漁業被害をもたらすトドと被害防止策

【主な事業】有害生物漁業被害防止総合対策事業（R7予算額：320百万円）他

外来生物による農林水産業・生態系等への被害防止

- 生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に大きな被害を及ぼす外来生物を外来生物法に基づき特定外来生物に指定し、規制等を実施。
- また、農林水産業における外来生物対策においては、産業管理外来種の適切な管理や水際対策における植物防疫措置との連携も重要となっている。
- その他、外来生物法基本方針に基づく外来生物被害防止行動計画の第2版を公表（令和7年3月）、生態系被害防止外来種リストを改定予定（令和7年度中）。

◆外来生物対策の概要

外来生物法※に基づき、生態系、人の生命・身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養、栽培、保管又は運搬、輸入等を規制。特定外来生物のうち農林水産業に係る被害を及ぼす種を環境省と農林水産省の共管種としている。

<農林水産業に被害を及ぼす特定外来生物>

（共管種11種）

ヌートリア、カニクイアライグマ、アライグマ、フィリマングース、ジャワマングース、シママングース、キョン、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ツヤハダゴマダラカミキリ



アライグマ



オオクチバス

◆農林水産業と外来生物対策の関わり

農林水産業と関わりの深い外来生物対策については、「外来生物対策の今後の在り方に対する提言」（令和3年8月6日）において、

- ・産業管理外来種（※）の適切な管理
- ・水際対策における植物防疫措置との連携の必要性が指摘されている。

※産業管理外来種：産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理を必要としている種

<農林水産業で利用している外来種>

ニジマス、ブラントラウト、レイクトラウト、セイヨウオオマルハナバチ、モウソウチクなどの竹類、ビワ、オーチャードグラス等

野外に逃げて在来種を食害したり、在来種と交雑したりすることを防止し、地域固有の生態系保全に努めることが求められている。



サプライチェーン全体で取り組むことで生物多様性を主流化

- 生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築に向けた取組を推進し、サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する。

① 生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築

- 農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環の取組を推進。



瀬戸内海の海洋ごみの削減を目指す
「瀬戸内オーシャンズ」

- 消費者及び事業者への普及啓発を図り、合法性が確認された木材の流通及び利用を促進。
- 森林認証制度や水産エコラベル等の活用促進により、生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援。
- 2050年までに、AIによる需要予測や新たな包装資材の開発等の技術の進展により、事業系食品ロスを最小化。
- ESG金融の拡大を踏まえ、環境に配慮した生産や事業活動を融資等で後押しする取組等、先進的な事例を発掘、発信。

【主な事業】プラスチック資源循環の推進（R7予算額：22百万円）、木材需要の創出・輸出力強化対策（R7予算額：250百万円）、水産エコラベル認証取得支援事業（R6補正予算額：50百万円）、日本発の水産エコラベル普及推進事業（R7予算額：23百万円）、食品ロス削減総合対策事業（R7予算額：43百万円）、サステナビリティ課題解決支援事業（R7予算額：51百万円）他

② 生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進

- 有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村を支援。
- 小売事業者や飲食関連事業者と連携し、需要喚起の取組を推進し、環境保全型農業に対する消費者の理解を醸成。
- 食育や農林水産業の推進、「あふの環プロジェクト」を通じた多様なステークホルダーとの対話等により、持続可能な生産消費を促進。
- 農泊や都市農業の推進等により、農業・農村の役割に対する理解を促進。
- 農林水産業への鳥獣被害の現状や対策について国民に周知を図り、捕獲者等の人材育成、捕獲鳥獣の利活用を推進。
- 森林・林業に関して、企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた国民への普及啓発活動の促進により、多様な主体による森林づくり活動を促進。
- 森林環境教育や木育を推進。
- 内水面生態系の重要性とその保全・復元を担う漁協の活動についての理解を広めるため、漁協による普及啓発活動を促進。



環境にやさしい「ほんまもん農業」を
市独自で認証（臼杵市）

【主な事業】有機農業拠点創出・拡大加速化事業（R7予算額：612百万円の内数）、国産有機農産物等需要拡大支援事業（R7予算額：612百万円の内数）、食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進（R7予算額：612百万円の内数）、農山漁村振興交付金（R7予算額：7,389百万円の内数）、林業・木材産業循環成長対策（R7予算額：6,186百万円の内数）他

農林水産空間の保全・利用の推進

- 農林水産業を通じた農山漁村の振興により、豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成等の多面的機能の発揮を図る。

①農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成

- 中山間地域等への支援を行うとともに、地域ぐるみで行う共同活動に対し支援。
- 農山漁村地域において、新規就業者の育成・確保、多様な経営の推進、地域を支える体制・人材づくりや女性が活動しやすい環境づくりを推進。
- 人口減少や高齢化の進む山村・漁村に応じた新規就業者の確保。



半農半Xの実践者
(農業と酒蔵の勤務)

【主な事業】中山間地域等直接支払交付金（R7予算額：28,460百万円）、新規就農者育成総合対策（R7予算額：10,748百万円）他

②農林水産空間の保全・利用の推進

- 地域ぐるみの有機農業の実践、ビオトープ、水田魚道の設置、里地里山の整備等、農山漁村において農林漁業者と多様な主体が連携して行われている多岐に渡る生物多様性保全のための取組を推進。
- 生物多様性保全を含む森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、地域住民等による里山林の整備・活用を支援。
- 漁村においては、渚泊など都市と漁村の交流・定住の推進による国民の漁業・漁村への理解と関心を深め、漁村を活性化。

【主な事業】多面的機能支払交付金（R7予算額：50,048百万円）、森林・山村地域活性化振興対策（R7予算額：951百万円の内数）、農山漁村振興交付金（R7予算額：7,389百万円の内数）他

③森里川海を通じた生物多様性保全の推進

- 自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備の推進。
- 生物多様性保全に資する栽培技術の確立・普及や、水田等での生き物調査など農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進。
- 相互につながっている森里川海が一体となった生物多様性保全の取組を推進。

【主な事業】中山間地域等直接支払交付金（R7予算額：28,460百万円）、環境保全型農業直接支払交付金（R7予算額：2,804百万円）他

④生態系を活用した防災・減災の推進

- 頻発化、激甚化する自然災害に備えるため、二次的自然を活用した対処として、排水施設整備・ため池対策や「田んぼダム」などの流域治水の取組等により、農業・農村の靱化を推進。
- 治山施設の設置や機能の低下した保安林の整備などの治山対策により、森林の山地災害防止機能・土壌保全機能、海岸防災林の防風や津波被害の軽減等の防災機能の発揮を推進。



「田んぼダム」による洪水
防止機能の強化

海岸防災林の
整備を推進



【主な事業】農業農村整備事業（農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策）（R7予算額：333,139百万円の内数）、治山事業（R7予算額：62,453百万円）他

遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

- 新たな品種開発のため、我が国の地域固有の食文化を伝承してきた国内在来品種等の貴重な遺伝資源を収集・保存するとともに、国際的な合意形成に積極的に関与・貢献する。

① 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進・分析

- 在来品種や作物近縁野生種等の遺伝資源の収集・保存と持続可能な保全、遺伝子の機能解明とその利用技術の開発により、画期的新品種の育成や新産業を創出。
- 遺伝資源の多様化が地域独特の風土を形作っていることを踏まえ、各地固有の食文化の保護・継承を推進。



伝統食材を活用した
植物遺伝資源の保存と地域振興

【主な事業】みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業（R7予算額：1,749百万円の内数）、持続可能な地域の食文化の継承支援事業（R7予算額：6百万円の内数）他

② 遺伝子組換え農作物の規制等による我が国の生物多様性の確保

- 遺伝子組換え農作物について、生物多様性への影響の科学的評価や未承認の遺伝子組換え農作物等の流通を防止する取組等を実施。
- ゲノム編集農作物等について、生物多様性への影響の確認等を実施。

農林水産分野の生物多様性保全の取組の評価・活用

- 農林水産分野の生物多様性に係る調査・研究を推進し、生物多様性保全の取組が果たす効果の見える化を進め、金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供を促す。

① 農林水産空間の生物多様性に係る調査・研究

- 都道府県や農家等と連携・協力し、農業生産現場での生物多様性の評価の取組を実施。
- 生物多様性から得られる農業に対する生態系サービスの評価・活用のための研究開発を推進。
- 森林生態系、海洋生態系において、モニタリング等によりデータを収集・分析。

【主な事業】みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業（R7予算額：1,749百万円の内数）他

② 農林水産分野における生物多様性保全の取組の見える化

- 生物多様性保全の努力を生産物に表示する手法を検討。
- 国内外で活用されている生物多様性保全の手法の状況を調査・分析、情報提供し、サプライチェーンをつなぐ「見える化」を推進。

【主な事業】食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進（R7予算額：612百万円の内数）

③ 金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討

- 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）により、生物多様性に関連した情報開示に向けた動きが加速していること等を踏まえ、企業が情報開示義務等にスムーズに移行できるよう関係省庁と連携。

農林水産業及び生物多様性への国民理解の促進、評価手法の開発

- 生物多様性が持つ社会的・経済的な価値に対する国民の生物多様性への理解を深め、企業活動と生物多様性の好循環を促すことを目的に、手引き、パンフレット等による情報発信を行うとともに、関連する農林水産施策の取組と連携して消費と生物多様性の関連性についての普及・啓発を図る。
- 生物多様性保全を簡易に評価できる手法の開発により、環境に配慮した持続的な農業への取組を推進する。

◆農林漁業者と企業等の連携を促す

「自然資本を活かした農林水産業の手引き
－生物多様性保全の経済的連携に向けて－」

保全活動の拡大、持続的な実施を志向する農林漁業者及び関係者が、企業、NPO・地域住民、消費者等、多様な主体との経済的連携を計画する際の手引き。

パンフレット「The 自然資本」

- 農林漁業者向け：農林漁業者の方々が、多様な主体と連携することのメリット、連携関係を構築する流れを提示。
- 企業向け：企業の方々が、農林水産分野の生物多様性保全の活動と連携することの利益を、CSR・CSVの視点で解説。

「農林水産分野における生物多様性 取組事例集いま、私たちにできること」

農林水産分野において生物多様性の保全・再生に取り組んでいる全国の企業や農林水産業者等の先進的な取組事例集。



各パンフレット等→

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/c_bd/pr/pr.html

◆生産者の取組を企業や消費者等に伝える

生きもののマーク及び認証制度

全国各地で取り組まれている生物多様性に配慮した農林水産活動のうち、消費者とのコミュニケーションに工夫を凝らしている事例を紹介し、このような活動に今後より多くの方が参加できるよう情報を提供。

◆生物多様性保全効果を簡易に評価できる手法の開発

- ・ 農業に有用な天敵生物(クモ・昆虫類等)を指標とする評価法の開発
- ・ サギ類等を指標生物として用いた水田における生物多様性評価手法の開発



農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- **みどりの食料システム戦略**に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用量、バイオ炭の施用量、水田の水管理などの栽培情報を用い、定量的に**温室効果ガス**の排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示します。
- 米については、**生物多様性保全**の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 農産物等にラベル表示するための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理したガイドラインを策定し、令和6年3月に「見える化」の本格運用を開始しました。（登録番号付与1,054件、販売店舗等1,054か所 令和7年6月末時点）
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資材の提供を引き続き実施するとともに、「見える化」した農産物が優先的に選択されるよう、各種調達基準への位置づけや消費者の購買意欲を高めるための民間ポイントとの連携を検討します。

詳しくは
農林水産省HPへ



温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} \times 100 = \text{削減貢献率(\%)} \\ \begin{array}{ll} \star & : \text{削減貢献率5\%以上} \\ \star\star & : \text{10\%以上} \\ \star\star\star & : \text{20\%以上} \end{array}$$

排出(農薬、肥料、燃料等)
ー吸収(バイオ炭等)



見る × 選べる
みえるらべる

生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>

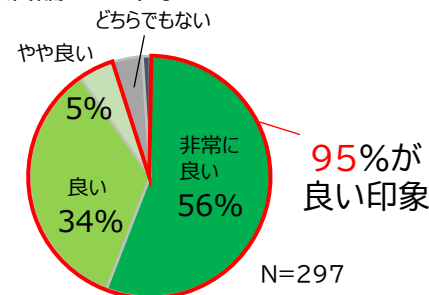
化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減 (5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点
★★ : 2点
★★★ : 3点以上

消費者へのわかりやすい表示

【令和4年度・令和5年度 実証より】

店舗への印象



取組者からは、

- ・既存の栽培データで簡単に算定ができた
- ・ラベルを付けたことで売上が伸びたとの声。

対象品目：24品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、ミニトマト(施設)、いちご(施設)、ピーマン(露地・施設)、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶

※括弧書きがないものは全て露地のみ

令和6年3月からの本格運用以降、
● 登録番号付与**1,334**件
● 販売店舗等**1,185**か所
(令和7年9月末時点)

30by30目標（2030年までに陸と海の少なくとも30%を保全又は保護する目標）について

- 2021年のG7サミットの首脳コミュニケ及び附属文書「G7 2030年自然協約」において、G7各国は、国レベルで陸地と海洋のそれぞれ少なくとも30%を保全又は保護することに合意。
- 2022年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組に、「陸地と海洋のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びその他の効果的な手段（OECM※）により保全する（30by30）」が盛り込まれた。
- 我が国では、2022年に「30by30ロードマップ」を公表し、2023年に30by30目標を含む新たな「生物多様性国家戦略」を策定。2024年に、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動の計画を認定し、当該活動の実施区域を「自然共生サイト」とする「地域生物多様性増進法」が成立（2025年4月施行）。
- 国の制度に基づき管理されている地域におけるOECMの設定について、関係省庁で検討中。

※OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域。30by30達成のための主要施策としている。

<自然共生サイトのイメージ>



<国制度OECMの検討状況>

■ 陸域における国制度OECM

<該当する区域>

- ①（生物多様性保全を直接の目的としない）法令に基づく規制等により生物多様性保全にも貢献する区域
- ②国自らが管理することで生物多様性保全にも貢献する区域

■ 海域における国制度OECM

	海洋保護区 (13.3%が既MPA)	OECM
沿岸 5%程度	(72.1%が既MPA) 国立公園の拡張	自然共生サイト
沖合 95%程度	10%が既MPA	国制度OECMの検討

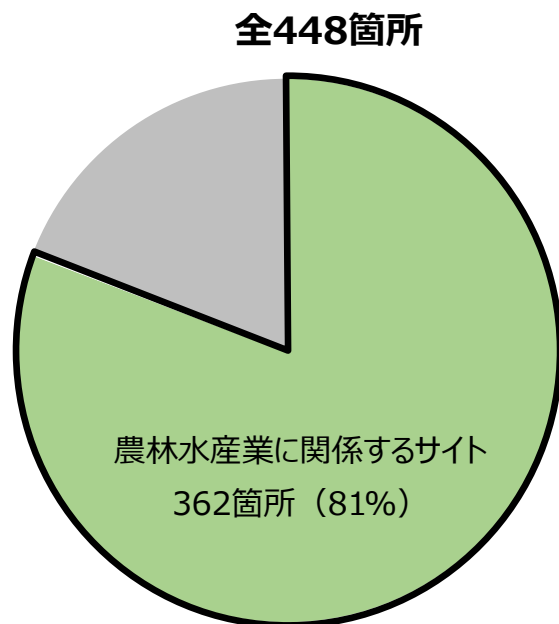
- 2023年度（R5年度）
 - 有識者からなる勉強会を2回実施（沖合域における既存制度の整理や今後の進め方等を検討。海外の海域OECMの情報収集。）

※沿岸：領海かつ水深200m以浅の場所
沖合：内水及び領海の水深200m超の場所+EEZ

自然共生サイトの認定状況

- 環境省では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを2023年から開始。
- ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため、2024年4月に「地域生物多様性増進法」を制定（2025年4月施行）。自然共生サイト相当の生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を回復・創出する活動も認定の対象に追加。
- 同法の施行前の認定と併せて、合計448箇所の自然共生サイトが認定（2025年9月末時点）。

認定された自然共生サイト数（2025年9月末時点）



全448箇所のサイトのうち、
362箇所（81%）が農林水産業に関するサイト

※農林水産業に関するサイト：
実施区域の生態系タイプが農地、森林、沿岸域に属するサイト。重複除く。

◆自然共生サイトの事例

ぎんよせぐり おん か しつかさ
銀寄栗のふるさと活動計画（御菓子司 津村屋）

【実施区域・面積】

大阪府能勢町 0.8ha

【実施区域の状況】

- ・能勢町が発祥とされる銀寄栗を中心に栽培。
- ・化学肥料や農薬を使用しない環境保全型栽培を行うことで、希少種も多く生息・生育。
- ・なかでも「キマダラルリツバメ」は大阪府内で本サイト周辺のみでの生息が確認。



阿蘇グリーントラスト地（駅裏/1区）保全計画
（公益財団法人阿蘇グリーントラスト）

【実施区域・面積】

熊本県阿蘇市 1.1ha

【実施区域の状況】

- ・阿蘇外輪山に位置する斜面地の草地。
- ・野焼き、採草、防火帯の形成など多角的な取組により草原を保全。
- ・多様な草原性植物が生育する中、「ユウスゲ」などの希少植物が数多く生育。



<参考> 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、地域生物多様性増進法)

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる ※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

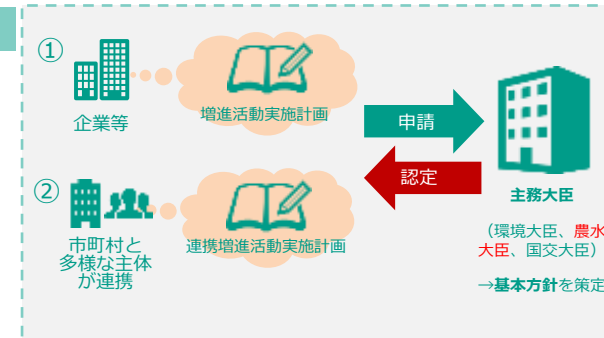
➤ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。**

(2) 生物多様性維持協定

➤ ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施できる。**

2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止



<施行期日> 令和7年4月1日